

## 気象警報等発表時の対応について

台風等の気象災害が予想される場合、次のような対応をする。

### 1. 通常授業の日

「横浜・川崎」地域に「暴風警報」及びその他の警報(高潮警報・波浪警報を除く)が同時に発表されたとき

- (1) 午前6：00の時点 → 午前10：30始業 授業は3校時から
- (2) 午前8：00の時点 → 午後1：00始業 授業は5校時から  
※午後の授業の無い生徒は、登校不要
- (3) 午前10：30の時点 → 臨時休校、部活動禁止

※「暴風雪警報」は暴風警報と大雪警報が同時に発令されたとみなす

※但し、危険な状況があるときは安全を優先して無理な登校はしないこと。

### 2. 試験期間中の日

「横浜・川崎」地域に「暴風警報」及びその他の警報(高潮警報・波浪警報を除く)が同時に発表されたとき

- (1) 午前6：00の時点 → 午前9：30始業  
試験は午前10：00～午後1：00
- (2) 午前7：00の時点 → 午後0：30始業  
試験は午後1：00～午後4：00
- (3) 午前10：00の時点 → 臨時休校  
休校となった日の試験は、試験最終日の翌日に行う。  
(順延はしない)

※試験を実施した場合であっても、気象状況によって登校が不可能な生徒については再試験等で配慮する。

※但し、危険な状況があるときは安全を優先して無理な登校はしないこと。